

不動 ように源泉徴収 の提出が必要となります。 の支払 また、 b のにつ 産の 地代· 「買入代金を支払った場合 ても 家賃を支払っ の対象とされてい 不動 動 産の 使用 たり、 0 譲 料 な  $\bar{o}$ 

詳細に

つきましては、 掲出

> 国税庁 もの、

ホー

4

提

出範

囲

[や提

出不要の

その

他

得

泉徴収票等の法定調

書

の作

シ参照

下さ

 $\sim$ 

・ジに

の令

和

16年分

「給与

所

## 調

## 書と支払内容 調

です。 0 対 価 の支払調書」 0) 提 出

〈提出期限〉 令和7年 1月31日(金)

作業です。 ないのが くりである年末調整の手続きが 給与所 引き続き行わなけ 得の源泉徴 法定調書」 以事 0) 作成・ 一務の ればなら 締 2終わ 提出 めく 負担ともなります。

が

法定調

書

0

られているものです。 容について所定の調書を作成 定の支払い等をした際に、その内 の税務署に提出するよう義務付け 所 する「給与所

書法の規定により、

(令和6年中に) 国外送金等調

を設けていたり、

租税特別措置法、

法定調書とは、

所

得税

法、

相

払った場合には「給与所得の 契約金及び賞金の支払 従業員に対して給与を支 た場合には 特定の者 が源泉徴 調 報 酬 種 ,6種 類 法定調書には多数多様の種 類 があります 0

的に会社が提出をしなければなら てまとめました。 れぞ れの法定調書 法定調書 支払内容に 0 金 額 による

料金、

に報酬等を支払っ

収票

(給与支払報告書)」、

例えば、

軽減措置が講じられています。 区町村に提出する「給与支払報告書 分や支払金額により提出不要の限 などは様式を統合するといった負 ·性を害さない範囲内にお ·続きは提出義務者にとって相当 得の源泉徴収 が、ここでは 所轄税務署に提 そこで課税の 作成 \*禁 11 て、 提出 [が必要 類 لح 市 度 般 63 公  $\overline{\mathcal{O}}$ 担 出

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を 有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第 1 項各号並びに所得税法第174条第10 号及び租税特別措置法第41条の20第 1 項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上 の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権 利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上 の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数 料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上 の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

## 【令和6年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されています。給与所得者の方に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除した上で、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて精算する方法で行われます。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得 に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です

②同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円となります。 定額減税額は、①本人 30,000 円 上記の改正に伴い、令和6年分給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必 要となりました。(住民税 同 10.000 円)

(3)(1月号)

## 2025年問題とは

団塊世代 約800万人が75歳に

65歳以上 約3人に1人 75歳以上 約5人に1人

## 起こりうる影響

- ・労働人口の減少による人手不足
- 経営者の高齢化と事業承継者の不足
- 社会保障費の増加(年金・医療費)
- 現役世代の負担の増加(収入減に)

3人に1人が高齢者(65歳以上)と 向には歯止めがかからず、国民の5 人に1人が後期高齢者(75歳以上)、 いう超高齢化社会を迎える年となり

及ぼす問題のことです。

47年~1949年生まれ)が全て

2025年は、団塊の世代(19

増えることで、社会に大きな影響を

歳以上となり、

後期高齢者が大幅に

5年に日本の人口の5人に1人が75

る業種で人材不足に陥る懸念があり 生産年齢人口の減少に伴い、あらゆ このような人口構造の変化によ 特に労働者不足は深刻となり、

## ||人手不足への対応||

に取り組む必要があります。 力の掘り起こしや多様な人材の採用 ニア、外国人労働者など、潜在労働 が見込まれます。そのため、企業に 後、より人材確保が難しくなる状況 おいては、これまで以上に女性やシ 万人不足すると推計されており、 ートのバランスを考慮した「ワー ライフ ワーク制度の導入、仕事とプライ 具体的には、柔軟な勤務時間やテ 2025年には労働者が約580 バランス」の支援体制など、 今

すればよいということではなく、ど

単にソフトやツール、

機械を導入

かを慎重に検討し、自社の課題に見 こをどのように効率化すればよいの でしょう。 もたせると、 間のパートや副業として働きたい人 多様な人材のニーズに合った働き方 の採用など、 を受け入れる体制整備が必要です。 また、正社員にこだわらず、短時 より採用の幅が広がる 雇用形態にも多様性を

「2025年問題」

、の対応

~人手不足、——化、事業承継~

の解決も期待できます。 とは異なる発想で企業が抱える課題 務改善につながったり、従来の常識 す機会となり、新たな商品開発や業 これまでとは違う視点で業務を見直 多様な人材を受け入れることは、

## ||一T化、DXによる業務改善||

することができます。 組む必要があります。自社の業務全 き換えることで、人手不足をカバー 問題ない部分を機械やシステムに置 体を見直したうえで、人でなくても トランスフォーメーション)に取り るため、IT化やDX(デジタル・ 労働環境の効率化や自動化を推進す また、人手不足の解消につながる

が進めば、 合うものを導入しましょう。 IT化やDXにより業務の効率化 今いる人数で本来力を入

> なります。 新たな事業に取り組むことも可能と れたい業務に人材を集中させたり、

ながるなどのメリットもあります。 ベーション向上や競争力の強化につ 務に集中できるようになれば、モチ また、従業員が付加価値の高い業

## 事業承継■

半数は後継者が決まっていません。 われる可能性があると推測されて 用が失われ、約22兆円のGDPが失 業・小規模事業者の経営者のうち約 25年までに70歳を超える中小企 この問題を放置すると、中小企業 廃業が急増し、約650万人の雇 中小企業庁の調査によると、 2

とが重要です。 など、しっかりと事前に準備するこ の選定や教育、 業承継を実行するためには、 が必要です。適切なタイミングで事 後継者の育成にはある程度の期 事業承継計画の策定 間

守りつつ、 討しましょう。 も事業を継続でき、 継がせるM&A 場合は、社外の第三者に事業を引き ることができます。 親族や社内に後継者候補がいな 取引先との関係も維持 後継者不在の場合で (第三者承継) も検 従業員の雇用を す 13

ただ

Ĺ

和 応

年

月

U

降

て

b

す

 $\mathcal{O}$ 0 Α

最 随

新

0

報 が

E ż

き 7

き

れの

b

時

車

11

ま

2

()

Q

&

令

和

6

年

· 2 月

13

掲

さ

代 方 策

イ

1

面

0

間

0

対 令

く

希望者に

it

は、

+ 他 後 が

イ

をご

숧 情 新

丽

下

さ 0 n



# 受

面 0 た です れ 0 付令 で けまで 和7 0 印 Ć 申  $\mathcal{O}$ 重 年 なぜ よう ħ な 1 な役割 た 0 月 か 廃 が か 止 O請 さ を ħ 果 証 さ 税 務署 ることに 届 n とし して ます 出 書 0 0 等 て、 収 61 が 書 た

ました。 ŋ 5 0 對筒」 付 送 2 11 ま 印を 提出 0 面 控え用 た。  $\Box$ 13 に収受日 を は、 ょ 同 띮 な る 提 『と郵送 を手 0 封 切 車 出 した 付印 す 手 · 告 用 ħ を 元で保管 書 控え ば、貼 を 提 と 等 付 押 出 した 0 が返 後 な  $\mathcal{O}$ 提 2 H 0 送 Ĭ L à っ 出 す。 収受 しても ਣ ਠ 用 返 が は n 信 あ 従

ざ

年

崩

it

ま

L

7

お

8

でとう

改み

ゃ

資 F

を

行う

小 13

企

0

助

成 設

を

行

ځ

7

61

・ます

まし

げ

0

8

業務

申

正 5 出 本 令 窓 的に 和7 本 記 しもに 録  $\mathcal{O}$ に廃止さ · 年 1 Z 送ともに 提 管 で、 出 月 理 「する これます。 から 提出 す るこ Ō は、 提出 H は 13 窓 0 「提出  $\Box$  $\mathcal{O}$ 用 な 11 対 . 7 ŋ 郵 応 の 用 は 送 が H

ます。 1] を 税務行 返 申告 フ 1 信 日 フ ッ す 用 1 を窓 封 " が 提 0 1 返送され を 出 務署 9 提  $\Box$ 今 同 で [で交付 出 に申 名を は、 封 事 般 すると、 実 る 記 等 切 すると 見 手を 書等 模 0 直 載 様 確 L この です たり を収 認方 貼 0 内 付 7 1] 11

## 政の DX化促進 の 環

こで、 さらに見込ま ノイン 等 環と 崩 玉 IŁ. 8 玉  $\Lambda$ 今後 さ  $\dot{o}$ 率 税 る 税 税 けは、 化 庁 ħ 控 玉 庁によると、 申 になど、 るこ えに 一税に + b 告 令 所 е で 収受 得税 和5 とと 書 関 n 86 で す るとし Т 税 面 なり で提 H る 申 年 務 а 2 告で 虔 申 手 行 付 Х % に 本件に まし 0 告手 出 続 そ 9 印 政 O. さ 0 61 利 69 0 е 達 ・ます。 押 n 見 用 D 続 L なつ 拡大が X 化 0 直 3 Τ  $\mathcal{O}$ % 出い 7 Ĺ 才 а そ が告の お を Х

り、 法 利 淮

> ഗ 務-

★給与所得者の扶養控除等申告書の提出 (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日 (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長) ★支払調書の提出 提出期限…1月31日

-税

★源泉域収票の交付 (1)交付期限…1月31日 (2)交付先…①所轄稅務署長 ②受給者 ★固定資産税の償却資産に関する申告

■ 直上貝達佐公園却員座に関する中音 申告期限・・・1月31日
★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分) 納期限・・・1月中において市町村の条例で定める日
★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

★前年12月分源泉所傳稅・住民稅の特別復収稅額の納付 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月 から12月までの徴収分を1月20日までに納付) ★11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・ 法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

法人事業税・(法人事業別がだ)・ はヘレルル 申告期限…1月31日 ★2月,5月,8月,11月決算法人の3月ごとの期間短縮 に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…1月31日 ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 /注準報報・地方消費税〉 由告期限…1月31日

《消費税・地方消費税》 申告期限・・1月31日 ★5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費 税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…1月31日 ★消費税の年税額が400万円超の2月,5月,8月決算法人

の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 由告期限…1月31日

甲音制限… 1月31日 素消費税の年税額が4,800万円超の10月,11月決算法人を 除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算 法人は2カ月分)(消費税・地方消費税) 申告則限…1月31日

中音期欧… 1月31日 **〜給与支払報告書の提出** (1)提出期限… 1月31日 (2)提出義務者… 1月1日現在において給与の支払をして 給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者 いる者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者 (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町 村長

-労 務-

★健保・厚保の保険料の納付

納期限…1月31日

、ます 対策 引 年 賃 柱 2 ま 額約 ょす 代に き <del>-</del>3 合 金 0) 0 なり 年度 ́о Ŀ 成 1 経済対策 価 げ 39兆円 います。 高対 本年 支 げ 全 所 0 長 及を上 援 る 玉 得 が ま 苹 を で、 策 Ħ 最 策 の 不を多 標に 低賃 (を決 よろ H た。 均 増 口 などを盛り 事 す で É る 政 本 業規 金を 大型の す 向 1 ベ 経 定 府 経済 7 しま لح 済 け 5 は 模 ŋ  $\tilde{2}$ ī ぉ 0 0 . 中 世地 経 込昨 願 0 対 0 7

済

0

2

()

## 新年を迎えて

が 政 は、 状況 求め 府に わか び 7 、私た 日年 復 新 済 n 5 は ゙゚ます。 による B 情 る を L ち 车 復 脱 切 11 n Ŕ 活と 姿に生 ます 再 皮によっ 'n 経 が び 自 生 開 済 見 年 再 0 13 た 年 < B 支 通 )」で, 援 生 ま 向 V 0 せ 企 ħ て 今 b け 知 策 な す。日 業家精 牟 恵と だけ わ 0 変 古 11 0 象徴 現 で が わ 13 0 るこ 干 玉 姿 勇 す 強 で 在 み 神 を 支 気 経 な